

新庄市教育大綱の策定について

(第5次新庄市総合計画 教育部門抜粋)

<基本構想>

1. 将来像

「住みよさ」をかたちに 新庄市

2. 基本課題① 次代を担う子どもの教育

3. 対応方針

(1) 対応方針① 新しい時代に対応できる子どもを育てる

↓

- 取組内容 ○急激に変化する社会を主体的に生き抜くことができる人間の形成を目指した小中一貫教育を推進します
- 高度情報化やグローバル化等をはじめとする新しい時代・社会に対応し、行動できる子どもたちの力を育むための教育環境を整備します

(2) 対応方針② 豊かな心を持ち郷土愛あふれる子どもを育てる

↓

- 取組内容 ○いのちの尊厳を根底に据えた心の教育を推進します
- 地域に根差した学校づくりを推進します

<基本計画>

まちづくりの柱2 教育 「いのち輝き学びあうまち」

1. 施策1 「社会を主体的に生き抜く力を育む学校教育の推進」 . . . 1
 - 小施策1 心の教育の充実
 - 小施策2 生きる力を育む学力の育成
 - 小施策3 児童・生徒の健康と体力の向上
 - 小施策4 特別な配慮が必要な児童・生徒への支援体制の充実
2. 施策2 「地域に根ざした学校づくりの推進」 . . . 3
 - 小施策1 特色ある小中一貫教育の推進
 - 小施策2 地域とともにある学校づくりの推進
3. 施策3 「安全安心な教育環境の整備」 . . . 4
 - 小施策1 信頼される学校づくりの推進
 - 小施策2 学校施設の整備・充実
 - 小施策3 登下校の安全安心の確保
4. 施策4 「生涯を通じて学び合う学習環境の充実」 . . . 6
 - 小施策1 生涯にわたる学習機会の提供
 - 小施策2 青少年教育の推進
 - 小施策3 家庭教育の推進
 - 小施策4 地域と学校の連携・協働の推進
 - 小施策5 市民活動の育成・支援
5. 施策5 「文化芸術の振興」 . . . 7
 - 小施策1 伝統文化の継承とふるさと意識の醸成
 - 小施策2 文化財の保存活用と継承
 - 小施策3 創造的文化芸術活動の推進
6. 施策6 「活力あるスポーツ活動の推進」 . . . 9
 - 小施策1 生涯スポーツの推進
 - 小施策2 競技スポーツの推進

まちづくりの柱1 子育て 「子どもの笑顔があふれるまち」

1. 施策2 「子どもの教育・保育環境の充実」 . . . 10
 - 小施策1 ニーズに合わせた教育・保育支援の提供
 - 小施策2 子どもの居場所づくりの推進
2. 施策3 「子育て家庭に寄り添う支援の充実」 . . . 11
 - 小施策3 支援を必要とする子どもと家庭への支援

まちづくりの柱7 シティプロモーション 「選ばれるまち」

1. 施策2 「移住・定住に向けた支援の充実」 . . . 12
 - 小施策1 若年者の就業支援

「いのち輝き学びあうまち」

1. 施策1「社会を主体的に生き抜く力を育む学校教育の推進」

(1) 10年後の目指すべき状態

児童生徒が意欲的に学び合い、生きる力が身についている

(2) 施策の背景

- 児童生徒に生きる力（「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」）をバランスよく育むとともに、本市の最重要課題である心の教育を一層充実させていく必要があります。また、生きる力を育むために、新学習指導要領で示されている資質・能力「知識・技能の習得」「思考力、判断力、表現力の育成」「学びに向かう力、人間性等の涵養」を育てていく必要があります。（小施策①・③）
- 新しい時代・社会に対応するために、多様性を理解し対応する力や、他者と協働しながら自ら課題を解決する力、情報手段を主体的に選択し活用できるための読解力や情報活用能力が求められています。（小施策②）
- 障がい者差別解消法における学校での合理的配慮の義務化により、障がいの有無にかかわらず、全ての児童生徒のために必要な支援や環境の整備を行う必要があります。（小施策④）
- 不登校及び不登校傾向にある児童生徒に対する支援は本市でも課題になっており、一人ひとりに応じた学びの保障や、不登校の未然防止について取り組んでいく必要があります。（小施策④）

(3) 小施策（この施策で解決・改善を図るための方針）

①心の教育の充実

新しい時代・社会に対応する生きる力を支える「豊かな心」を育むために、これまで取り組んできた「いのちの尊厳を根底に据えた心の教育」をこれからも充実していきます。そのため、道徳を中心に、教育活動全体を通していのちの教育に取り組んでいきます。また、児童会・生徒会の充実により、集団としての自浄作用を高めるなど積極的な生徒指導の推進を図るとともに、関係機関と連携した教育相談体制を強化し、児童生徒一人ひとりへの対応を充実させます。

○主な取組

- ・いのちの教育の推進

- ・ 道徳教育の推進
- ・ 社会性を育てる活動の推進
- ・ 学校自治活動の充実
- ・ 関係機関と連携した教育相談体制の強化、充実

②生きる力を支える学力の育成

新しい時代・社会に対応する生きる力を支える「確かな学力」を育むために、課題に気づく・見つける力や多様性を理解し対応する力、他者と協働しながら自ら課題を解決する力、情報手段を主体的に選択し活用できるための読解力や情報活用能力を育成する教育活動を進めます。

○主な取組

- ・ 主体的・対話的で深い学びにつながる授業改善
- ・ I C Tを活用した授業改善
- ・ 個に応じた指導の充実
- ・ 教職員の研修の充実による指導力の向上
- ・ 外国語・国際理解教育の充実
- ・ 各校における創意ある教育活動の充実
- ・ 学校図書館及び読書活動の推進

③児童生徒の健康と体力の向上

新しい時代・社会に対応する生きる力を支える「健やかな体」を育むために、健康で元気な子どもの育成を目指した活動を活性化します。また、子どもの体力・運動能力向上のため、発達段階に応じた計画的な指導を行うとともに、スポーツ活動の充実を図ります。さらに、家庭との連携を図りながら、地域に根ざした食育を推進します。

○主な取組

- ・ 発達段階に応じた計画的な体づくり、健康教育及び保健指導の実施
- ・ 家庭との連携による基本的な生活習慣の確立
- ・ 給食の提供による健全な体の育成
- ・ 部活動方針による部活動の実施及び地域との連携

④特別な配慮が必要な児童生徒への支援体制の充実

様々な課題を抱える児童生徒が安心して学校生活を送るために、学校における支援体制を充実させます。

○主な取組

- ・一人ひとりの教育的ニーズに応じた特別支援教育の充実
- ・個別支援計画に基づいた指導の充実
- ・個別学習指導員、特別支援教育支援員の配置

2. 施策2「地域に根ざした学校づくりの推進」

(1) 10年後の目指すべき状態

児童生徒が地域に関心を持ち、良さを理解し、ふるさと新庄への愛着が育まれている

(2) 施策の背景

- 本市では国の制度化に先駆けて、平成18年度より、小中連携・一貫教育を推進し、平成27年度に施設一体型小中一貫教育校「萩野学園」が開校し、令和3年度に義務教育学校「明倫学園」を開校します。(小施策①)
- 国は、小中一貫教育の推進により、教育内容や学習活動の量的・質的充実、中1ギャップの解消を図るとともに、児童生徒の発達への早期化への対応、学校現場の課題の多様化・複雑化に対応するための教育方法として位置付けています。
本市においても、めざす姿を共有し、児童生徒の理解を深め、一人ひとりの個性を生かす教育を実施する必要があります。(小施策①)
- 国では、「地域とともにある学校」を目指し、新学習指導要領の理念として「社会に開かれた教育課程」を掲げています。当該教育課程の実現に向けては、コミュニティスクールと地域学校協働活動の一体的な推進が求められています。本市においても、地域と協働して学校づくりを推進する必要があります。(小施策②)

(3) 小施策（この施策で解決・改善を図るための方針）

①特色ある小中一貫教育の推進

義務教育課程9年間で計画的かつ継続的に教育指導を行うことにより、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かい指導が可能となります。そのため、心身の発達に考慮した連続性のある教育課程の編成を行うとともに、中学校区単位での児童生徒や教職員の連携・交流を進め、小中一貫教育のさらなる充実を図ります。

また、萩野学園や明倫学園においては、義務教育学校として特色ある教育課程等の取組を発信していきます。

○主な取組

- ・小中一貫した学校経営の推進
- ・小中一貫カリキュラムの推進（キャリア教育等）

- ・中学校区単位での児童生徒や教職員の連携・交流
- ・各中学校区の実情を加味しての計画的な施設一体型義務教育学校の整備

②地域とともにある学校づくりの推進

「社会に開かれた教育課程」を掲げる新学習指導要領の理念に基づきながら、学校と保護者や地域住民がともに知恵を出し合い、協働しながら子どもたちの豊かな成長を支え、地域とともにある学校づくりを進めます。

○主な取組

- ・ふるさと学習の充実
- ・地域との交流活動のなかで学ぶ取組の推進
- ・コミュニティスクールの推進
- ・授業・行事等における地域人材の活用

3. 施策3「安全安心な教育環境の整備」

(1) 10年後の目指すべき状態

児童生徒が安全安心に学校生活を送ることができ、学習に必要な教育環境が充実している

(2) 施策の背景

- 学校教育は、児童生徒、保護者、地域の方々の信頼がなければ成り立たず、教職員は、学校に寄せられる期待に応え使命感をもって教育活動を行うことが必要です。また、安心な学校生活にするために、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保する必要があります。(小施策①)
- 本市における小中学校施設においては、全ての施設で耐震改修は実施されているものの、小学校2校6棟が築50年以上、小学校3校7棟と中学校4校10棟が築30年以上となっています。また、設備においては、全ての普通教室に空調を設置できた一方で、特別教室は一部の教室への設置に留まっています。そのため、今後も引き続き、施設や設備機器の改修・更新をしていく必要があります。(小施策②)
- 本市における登下校の見守り隊は、小学校・義務教育学校の6校に対して、150名の方からご協力をいただいておりますが、高齢化や人手不足の状況にあります。(小施策③)
- 登下校における事故、自転車事故、不審者対応などが毎年発生している状況にあり、児童生徒の登下校時における交通安全、防犯対策については、市、警察、学校

に加え、地域住民、保護者等の連携が不可欠になります。そのため、関係機関と連携しながら、交通安全対策、防犯対策の充実を図る必要があります。（小施策③）

（3）小施策（この施策で解決・改善を図るための方針）

①信頼される学校づくりの推進

児童生徒や保護者のみならず、地域住民から寄せられる期待に応えるべく、教職員が使命感をもって教育活動を行うことができる体制づくりを進めるとともに、教職員が児童生徒と向き合う時間を確保する取組を進めます。

○主な取組

- ・子どもと向き合う時間の確保
- ・安定した学年・学級経営の充実（学級集団心理調査の実施）

②学校施設の整備・充実

児童生徒が安全に安心して学校生活を送り、安定した学校運営を図るため、学校施設及び設備の改修・更新を進め、整備・充実を図ります。また、環境に配慮した学校施設の省エネルギー化に向けた取組を進めます。

○主な取組

- ・学校施設及び設備の整備・充実
- ・施設の老朽化等の度合いに応じた計画的な改修
- ・人と環境にやさしい学校づくりの推進（省エネルギー化等）

③登下校の安全安心の確保

児童生徒が安心して登下校できるよう、関係機関との連携による通学路の安全点検や、保護者や地域住民等との連携による見守り活動等を通して、交通安全対策や防犯対策の充実を図ります。また、遠距離児童生徒の通学手段の確保を図るため、スクールバス等を配置し、安全な通学手段を確保します。

○主な取組

- ・関係機関と連携した通学路の定期安全点検等の実施
- ・遠距離児童生徒の通学手段の確保
- ・安全安心通学プランの推進
- ・見守り隊やスクールガードリーダーの人材確保

4. 施策4「生涯を通じて学び合う学習環境の充実」

(1) 10年後の目指すべき状態

学びを生かし社会的課題を自ら解決しようとする市民が増えている

(2) 施策の背景

- 人生100年時代といわれるなか、子どもから大人まで生涯を通じた学習環境の充実と、さらに国籍やジェンダー（社会的性差）、障がいの有無に関わらず、多様性を尊重した心豊かな地域社会のあり方が求められています。（小施策①）
- 人口減少や高齢化により生涯学習施設の利用者数、社会教育関係団体数がともに減少傾向にあるなか、多様化する社会ニーズに応じた身近な学びの場が重要となっています。さらに、生涯学習施設には、地域の交流や防災の拠点、また地域課題の解決に向けた取組への支援等も期待されています。（小施策①）
- 青少年ボランティアの登録数は増加傾向にあり、さらに若者の主体的な取組を支援し、地域への愛着や関心を高め、次世代の担い手となる人材を育成する必要があります。（小施策②）
- 核家族や共働き、ひとり親などの増加により幼児期からの家庭教育を行う機会が減少しています。そのため、保護者への学習機会の提供や親子一緒に体験活動の場が求められています。（小施策③）
- 学校を核とした地域づくりに向けて、コミュニティスクールの推進などにより、地域が学校づくりに積極的に関わりながら、子どもの成長を支えるとともに、地域活性化につながる取組が重要となってきます。（小施策④）
- 社会教育関係団体をはじめ、社会的な課題を自ら解決するNPOなど市民による主体的な活動や企業の社会貢献活動を支援していく必要があります。（小施策⑤）

(3) 小施策（この施策で解決・改善を図るための方針）

①生涯にわたる学習機会の提供

社会ニーズやライフステージに応じた各種講座を実施するとともに、人材育成に努めます。また、全ての人々が性別や年齢、国籍、障がいの有無に捉われることなく、共に活躍できる多様性社会への理解を進めます。

民間活力を活用しながら、誰もが利用しやすい施設運営を行い、施設の適正管理、複合化、多機能化を進めます。

○主な取組

- ・多様な社会ニーズに対応した学習機会の提供
- ・利用しやすい施設運営と施設の計画的な修繕

②青少年教育の推進

次代を担う青少年が主体性を持ち、学び合い、地域への愛着や関心を高めるとともに、社会全体で青少年を育む活動の充実を図ります。

○主な取組

- ・ 青少年の心を育む学習活動
- ・ 青少年ボランティア活動の推進
- ・ 青少年の健全育成

③家庭教育の推進

子どもが生活習慣を身につけ、心身の調和のとれた発達を図るため、保護者への学習機会の拡充に努めます。子育てへの安心感を醸成することで、家庭の教育力を高める取組を進めます。

○主な取組

- ・ 豊かな心と健やかな体を育成する家庭教育の充実・支援
- ・ 家庭と地域における読み聞かせ・読書の推進

④地域と学校の連携・協働の推進

学校を核とした地域づくりに向けて、地域住民や企業、NPO等が学校づくりに積極的に関わる仕組みづくりを推進し、地域人材の育成を図ります。

○主な取組

- ・ コミュニティスクールの推進による地域人材の育成
- ・ 放課後子ども教室など地域学校協働活動の推進

⑤市民活動の育成・支援

活力ある地域活動を推進するため、人材育成と、社会教育関係団体やNPO、自治組織等の支援を図るとともに、企業等の社会貢献活動を支援する取組を進めます。

○主な取組

- ・ 市民活動や地域活動、企業の社会貢献活動など地域課題を解決する活動の支援

5. 施策5「文化芸術の振興」

(1) 10年後の目指すべき状態

優れた芸術や伝統文化に触れることで市民の誇りや愛郷心が醸成され、多くの市民が心豊かに文化芸術活動に親しんでいる

(2) 施策の背景

- ふるさと歴史センターの観覧者数は、令和元年度で12,331人であり、本市の歴史や文化を学び楽しむことができる施設として、広く親しまれています。(小施策①)
- 民話の語り手や地域の行事・まつりなど、担い手が年々減少しており、伝統文化を継承する担い手を育成する必要があります。(小施策①)
- 本市における文化財の登録件数は令和元年度末現在で、合計59件(国指定5件、国登録2件、県指定6件、市指定46件)であり、引き続き文化財となりうる資源の掘り起こしや、文化財の計画的な修繕を行う必要があります。(小施策②)
- 芸術文化団体は高齢化や会員数の減少が進んでおり、市民文化会館の利用者数も減少しています。一方、子ども芸術学校は参加児童生徒数が増加傾向にあり、引き続き、幅広い年齢の市民が文化芸術に触れる機会を充実させる必要があります。(小施策③)

(3) 小施策(この施策で解決・改善を図るための方針)

①伝統文化の継承とふるさと意識の醸成

伝統文化の保存と活用を図り、地域の伝統行事やまつり、民話をはじめとした新庄市の誇れる伝統文化を後世に継承します。また、ふるさとの歴史や文化を知る機会を増やすとともに、広く情報発信することにより、ふるさと意識の醸成を図ります。

○主な取組

- ・市の歴史や文化を知る機会の増加
- ・地域の伝統行事、まつりの学習
- ・民話の学習機会の拡充と語り手の育成

②文化財の保存活用と継承

文化財の保存と活用を図り、新庄まつりをはじめとした新庄市の誇れる文化財を後世に継承します。また、文化財を積極的に活用し、まちづくりにつなげていきます。

○主な取組

- ・計画的な文化財の保護・修繕
- ・文化財、歴史的建造物等の活用
- ・新庄まつりの継承、後継者の育成

③創造的文化芸術活動の推進

芸術文化団体と連携し、質の高い文化芸術鑑賞の機会を充実させるとともに、市民の文化芸術活動への参加意欲を醸成し、自発的・創造的な文化活動を促進します。

○主な取組

- ・優れた芸術に直接触れる機会の提供
- ・文化芸術活動の参加機会の創出

6. 施策6「活力あるスポーツ活動の推進」

(1) 10年後の目指すべき状態

それぞれの世代に応じたスポーツの機会が提供され、健康の保持増進や競技力の向上が図られている

(2) 施策の背景

- 高齢化が進むなか、健康寿命の延伸の一つとして、運動の必要性が高まっています。スポーツの趣味・志向も多様化し、生活の一部として健康増進や体力の維持に取り組む傾向が広がっています。そのため、団体やスポーツサークルの会員の獲得や、指導者の確保に向けて取り組む必要があります。(小施策①)
- 生涯スポーツとしてスポーツを推進していくため、誰もが安心して安全に運動できるような環境の整備が求められています。(小施策①)
- 少子化の進展と多様化する社会において、スポーツ少年団活動や部活動に取り組む児童生徒数が減少しています。そのため、競技力の低下が懸念されることから、夢や希望をもって競技スポーツに取り組めるよう、子どもたちの関心を高める必要があります。(小施策②)
- 競技スポーツは、市民に夢と感動を与え、郷土愛を育み、地域の一体感を生み出すといわれています。競技団体やスポーツ関係団体と連携し、選手や指導者の育成、確保ができるような体制の整備が求められています。(小施策②)

(3) 小施策（この施策で解決・改善を図るための方針）

①生涯スポーツの推進

多くの市民が参加しやすいイベントの開催や団体の育成・支援などにより、多様なスポーツ機会を提供し、スポーツに対する親しみを深めます。また、スポーツ施設の環境整備に努め、スポーツ活動の場の充実を図ります。

○主な取組

- ・多様なスポーツ機会の提供

- ・スポーツ団体・サークルの育成
- ・総合型地域スポーツクラブの体制整備・充実
- ・スポーツ施設の充実

②競技スポーツの推進

児童生徒等への競技力向上に向けた動機づけを行いながら、指導者の養成や確保に努め、ジュニア期からの一貫した選手育成のためのシステム構築に向けた取組を行い、地域で活躍できる選手の育成に努めます。

○主な取組

- ・競技スポーツへの動機づけとなる機会の提供
- ・競技団体の育成・支援
- ・ジュニア期からの一貫した選手育成

<以降は下線部が教育委員会の取組>

まちづくりの柱1 子育て

「子どもの笑顔があふれるまち」

1. 施策2「子どもの教育・保育環境の充実」

(1) 10年後の目指すべき状態

教育や保育サービスを受けることで、希望する子育てや働き方ができている

(2) 施策の背景

- 本市では女性の就業率が高いことに加え、核家族世帯やひとり親世帯の増加により保育ニーズが高まっており、一時保育、預かり保育、病児保育、延長保育等の多様な保育ニーズへの対応が必要となっています。(小施策①)
- 放課後児童クラブにおける待機児童及び高学年における利用者数は増加傾向にあり、放課後児童クラブの需要が高まっています。そのため、放課後児童クラブを計画的に整備する必要があります。(小施策②)

(3) 小施策（この施策で解決・改善を図るための方針）

①ニーズに合わせた教育・保育支援の提供

○主な取組

- ・多様な保育事業の推進
- ・幼保小連携事業の推進
- ・臨時的預かり（一時預かり、病児保育、延長保育）の充実
- ・ファミリー・サポート・センターの運営

②子どもの居場所づくりの推進

○主な取組

- ・放課後児童クラブの運営管理、民間立放課後児童クラブの運営支援
- ・放課後子ども教室の運営
- ・子ども食堂の開設支援

2. 施策3「子育て家庭に寄り添う支援の充実」

(1) 10年後の目指すべき状態

子育て世帯の不安や負担が軽減され、地域の中で、子どもが健やかに成長している

(2) 施策の背景

- 発達上の困難を有する児童数が増加傾向にあり、配慮が必要な児童生徒等への支援が必要となっています。（小施策③）
- 経済的に困難を抱える世帯における子どもの高等教育機関への進学率は低い傾向にあるため、学習支援により進学率の向上が求められています。（小施策③）
- 様々な理由により、子どもの養育が困難な家庭に対するきめ細やかな対応が必要です。（小施策③）

(3) 小施策（この施策で解決・改善を図るための方針）

③支援を必要とする子どもと家庭への支援

○主な取組

- ・児童虐待を防止するための支援体制の強化
- ・障害児等への支援の充実
- ・ひとり親家庭等の自立支援
- ・子どもの生活・学習支援
- ・ひとり親家庭等への支援体制の充実（児童扶養手当）

- ・養育支援事業
- ・貧困等困難を抱える子どもと家庭への支援
- ・子育て世代包括支援センター事業

まちづくりの柱7 シティプロモーション

「選ばれるまち」

1. 施策2「移住・定住に向けた支援の充実」

(1) 10年後の目指すべき状態

本市への移住や定住を希望する人が増えている

(2) 施策の背景

- 大学等高等教育機関が少ないことなどにより、10歳代後半からの大学等進学期の人口流出が多くなっています。(小施策①)
- 20歳代の就職期の人口流入は10歳代の人口流出数の約半数にとどまり、本市への回帰率が低い状況となっているため、若年者へ市内企業の魅力を伝える必要があります。(小施策①)

(3) 小施策(この施策で解決・改善を図るための方針)

①若年者の就業支援

- 主な取組
 - ・地域人材の育成
 - ・Uターン就職の促進
 - ・若年者の就職支援

第3章 重点プロジェクト

この枠で囲まれた部分が
教育委員会関連となります

1. 重点プロジェクトとは

まちづくりにおける「重点課題」と「経営課題」の解決に向けた、全市的に取り組むべきプロジェクトです。

重点課題（持続可能なまちを創るための課題）	対応方針
①子ども・子育て支援	子育てしやすい環境をつくる
②移住・定住の促進	若年者が回帰したくなる環境をつくる
③超高齢社会への対応	心身ともに健康な高齢者を増やす

…重点課題の解決に向けたプロジェクトでは、人口構造の変化にともなう諸課題の解決を目指します。

経営課題（実効性のある計画とするための課題）	対応方針
①持続可能な行政経営	効果的・効率的な仕組みを構築する

…経営課題の解決に向けたプロジェクトでは、人口減少に伴い税収等が縮小していくなかでも持続可能で住みやすいまちづくりを進めるために、行政施策をより効果的・効率的に展開することができるよう必要な取組を行います。

○期間について

基本計画期間と同様に10年（ただし5年単位で見直し）とします。

○推進体制について

各プロジェクトの取組を所管する部署が連携して推進します。効果的・効率的な目標達成に向けて、必要に応じて民間企業や団体、住民の方々等と連携のうえ推進します。

○運用方法について

各プロジェクトに設定された目標をより効果的・効率的に解決改善するため、毎年度事務事業を見直し、取組を推進します。

「施策」と「重点プロジェクト」の違いについて

- ・ 前述の「施策」では、行政分野別に取組を行うのに対し、「重点プロジェクト」では、特に重点的に取り組むべき課題に主眼をあて、設定した課題ごとに、解決に必要な取組を取り出して整理します。

2. 各重点プロジェクトの概要

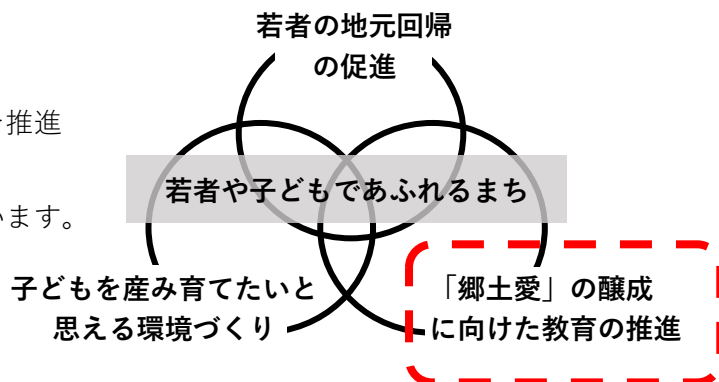
(1) 重点課題の解決に向けた取組

※課題①②（子ども・子育て支援、移住・定住の促進）の一体的な解決を目指す取組

若者や子どもであふれるまちプロジェクト

【解決・改善を図りたいこと】

- ・若年者の社会流入を改善するための取組を推進します。
- ・子どもを産み育てやすい環境の構築を行います。

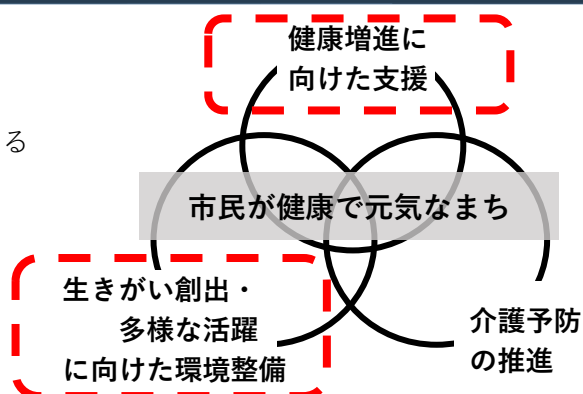


※課題③（超高齢社会への対応）の解決を目指す取組

市民が健康で元気なまちプロジェクト

【解決・改善を図りたいこと】

- ・中高年や高齢者が健康で社会で活躍できるための支援を行います。

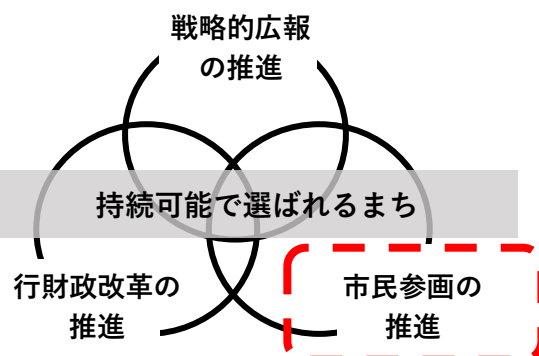


(2) 経営課題の解決に向けた取組

持続可能で選ばれるまちプロジェクト

【解決・改善を図りたいこと】

- ・行政資源が縮小していくなかでも市民生活をより良いものにしていくために、より効果的・効率的な行政施策の展開を行うための仕組みづくりを行います。



重点プロジェクト 1 **若者や子どもであふれるまちプロジェクト**

《目指す状態》

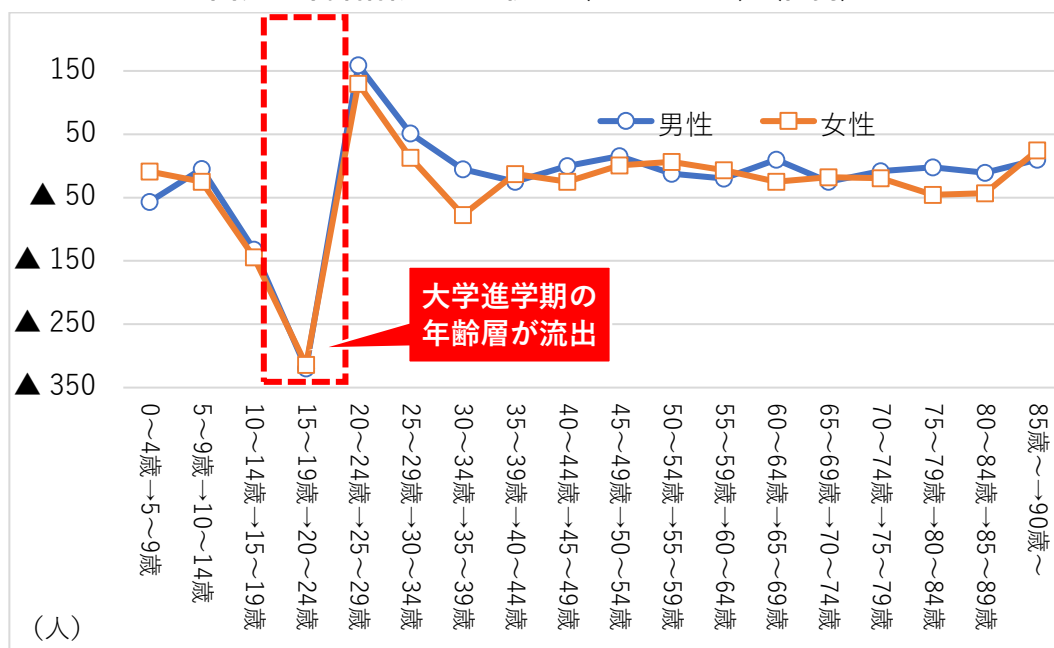
指標名	現状値	目指す方向
合計特殊出生率	1.59 (2018年)	↑
若年者*の社会増減数 (前年10月から当年9月まで)	▲188人 (2020年)	↑

※若年者とは、15歳から34歳までの者を指す（総務省、厚生労働省等の取り扱いを参考）。

《現状》

若年者の減少は、雇用・消費の縮小を始め、結婚・出産など将来の担い手確保にも影響が及びます。本市では、高等教育機関に進学する年齢層が転出超過となる一方、卒業年次の年齢層の転入は転出の約半数程度に留まることが、若年者減少の原因となっています。また、若年者人口が減少することに伴い、年少人口が減少し続けています。

図表 年齢階級別人口移動（2010-2015）（再掲）



出典：内閣官房まち・ひと・しごと創生本部「人口動向分析・将来人口推計のための基礎データ」

《方針》

全国的な若年者の社会動態の傾向としては、社会人1年目、3年目、結婚・出産期など、人生の節目に転居を検討する傾向にあります。そのため、それぞれのライフステージにおいて、本市で働き暮らしたい、子どもを産み育てたいと思えるような仕組みづくりを行うとともに、効果的に訴求する必要があります。

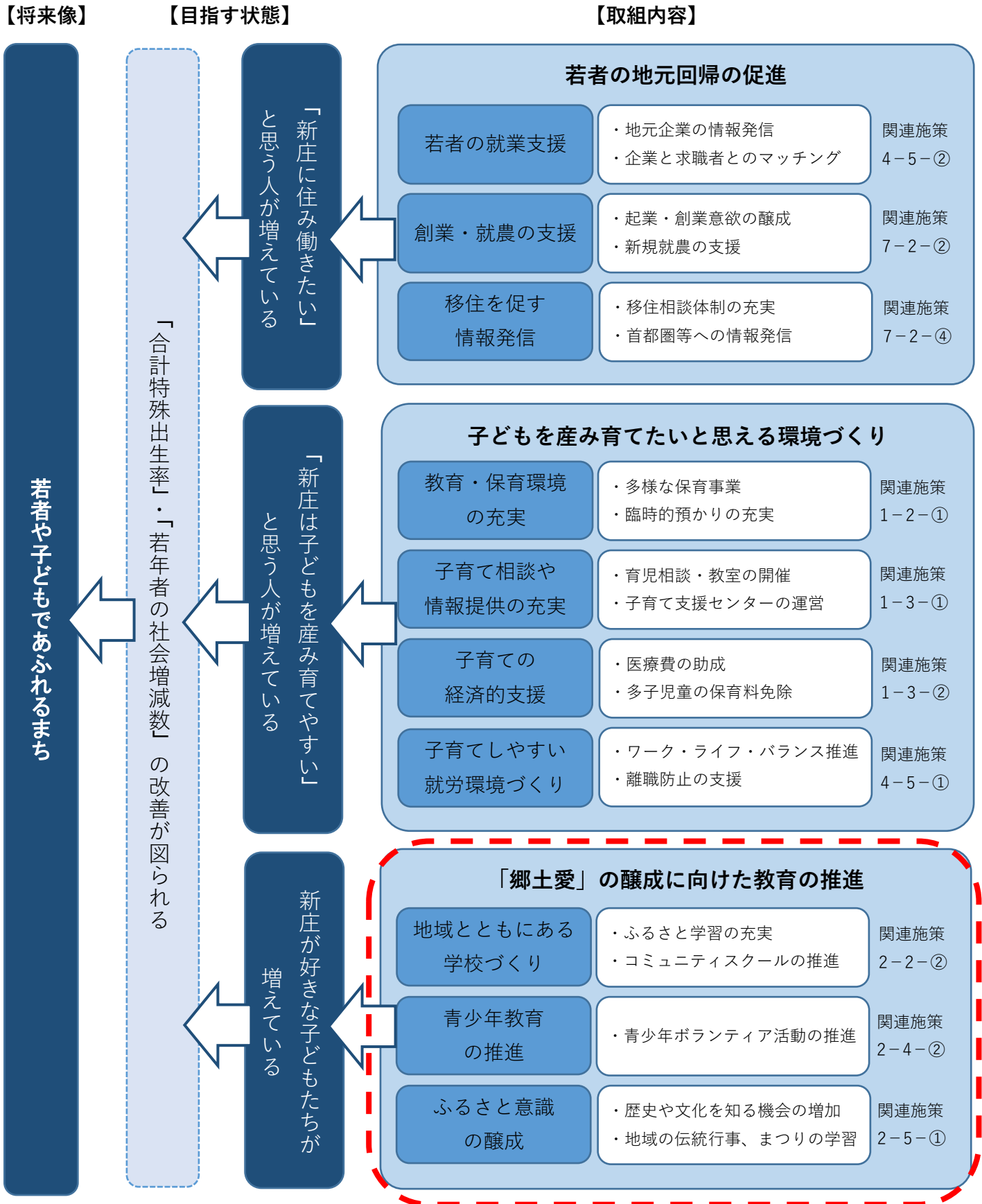
《取組》

- 若者の地元回帰の促進
- 子どもを産み育てたいと思える環境づくり
- 「郷土愛」の醸成に向けた教育の推進

《推進体制》

総合政策課、商工観光課、農林課、子育て推進課、**学校教育課、社会教育課**

《プロジェクト推進のイメージ》



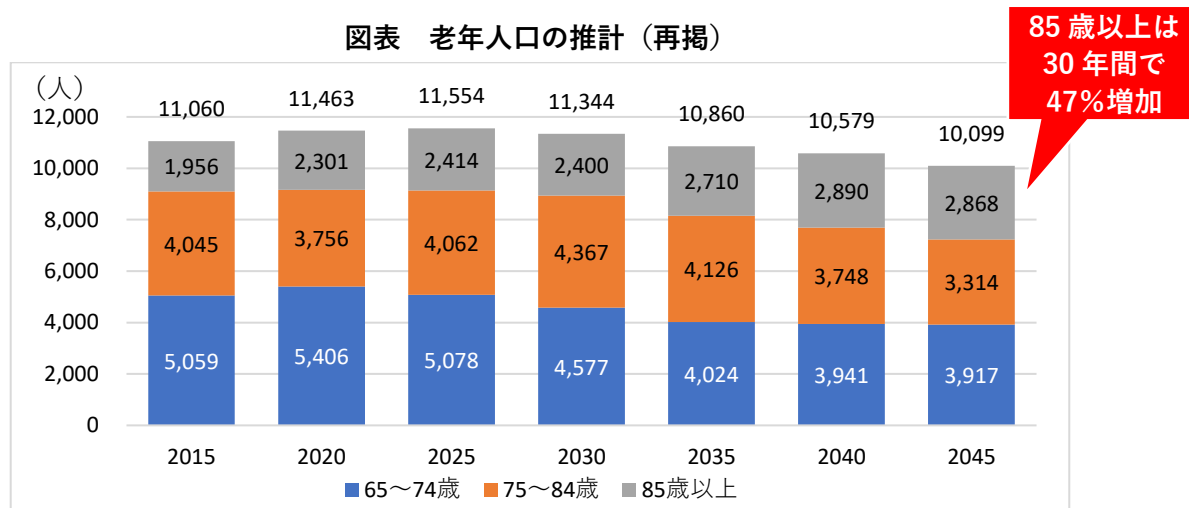
重点プロジェクト 2 **市民が健康で元気なまちプロジェクト**

《目指す状態》

指標名	現状値	目指す方向
平均自立期間（男女別）	男性：78.0 女性：83.1 (2019年)	↑
高齢人口に対する要介護認定率	14.9% (2019年)	↓

《現状》

65歳以上の高齢者は2025年まで増加し続け、特に85歳以上の人口は2040年まで増加し続ける見込みです。高齢者人口の増加により、2045年には総人口の約半数が65歳以上になると推計されています。



出典：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所（2018年推計）

《方針》

人口の約半数が高齢者になると予想されているなか、これまで以上に福祉の充実を図るとともに、趣味や仕事に意欲的で健康意識が高く、活発な市民が増えることが、まちの持続可能性を確保するためには必要となります。そのため、将来を見越して、市民の健康保持に向けた取組を行います。

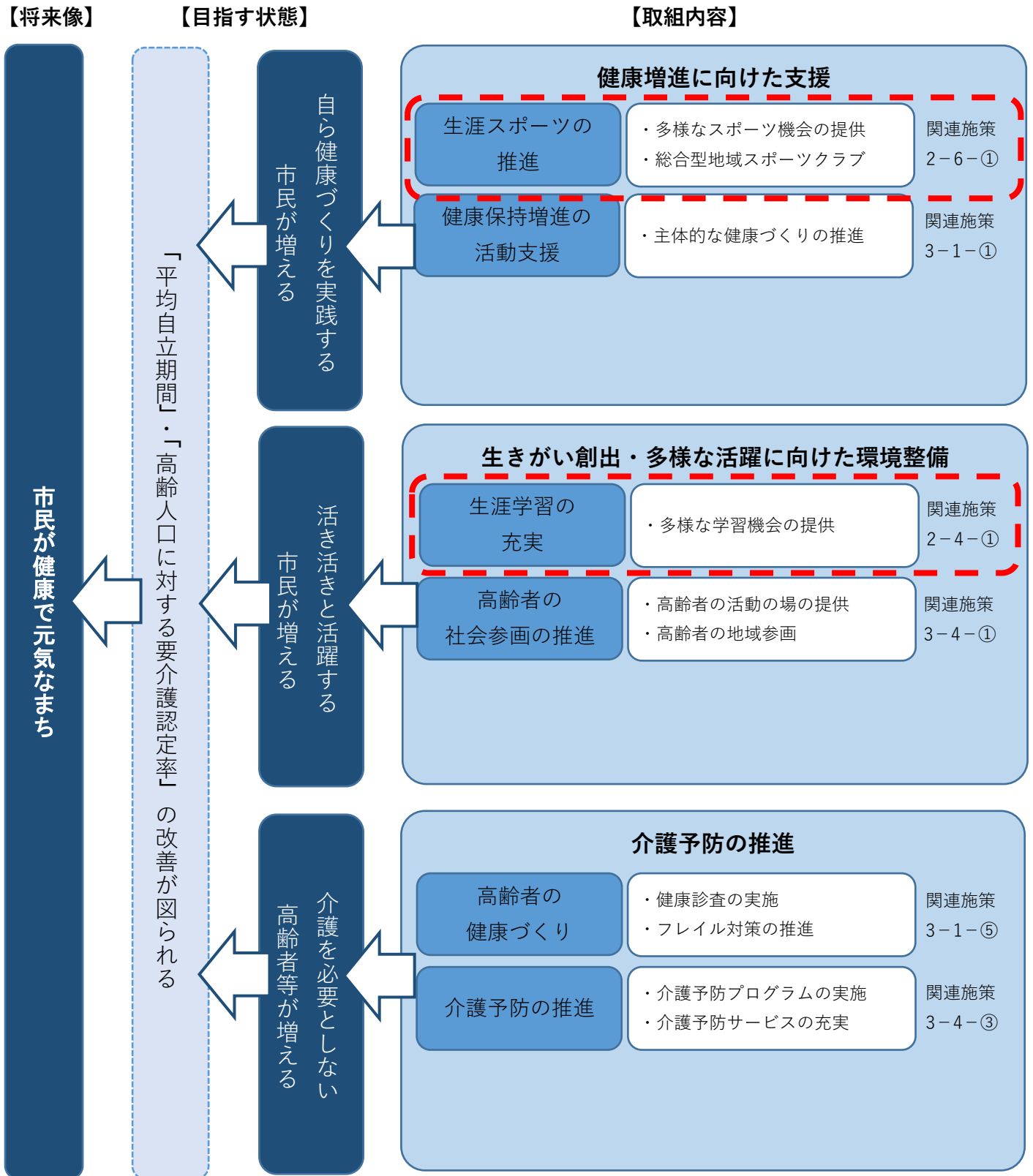
《取組》

- 健康増進に向けた支援
- 生きがい創出・多様な活躍に向けた環境整備
- 介護予防の推進

《推進体制》

総合政策課、健康課、成人福祉課、社会教育課

《プロジェクト推進のイメージ》



重点プロジェクト 3 持続可能で選ばれるまちプロジェクト

《目指す状態》

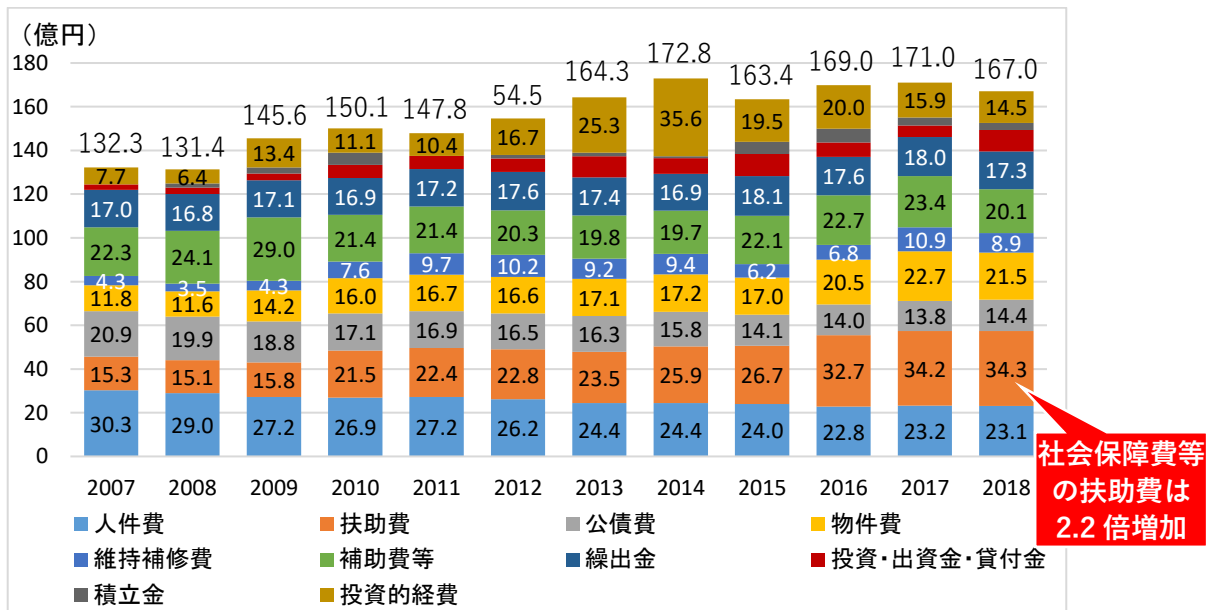
指標名	現状値	目指す方向
行政情報の伝達度（市民アンケート）	－ （新規）	↑
業務の効率化に向けた取組件数	－ （新規）	↑
地域づくり協議会設立数	0件 （2019年）	↑

《現状》

本市の人口は、今後も減少が続くことが予想され、それに伴い地方税等の自主財源は伸び悩むことが考えられます。一方で、社会保障費等の扶助費は増加傾向にあり、更に財政状況が厳しくなる可能性があります。

また、市民ニーズの多様化により行政サービスは増加傾向にあります。

図表 一般会計の歳出額（再掲）



出典：地方財政状況調査

《方針》

今後、人口・財政規模が縮小していく一方で、多様化する市民ニーズに対応し、市民生活の豊かさを追求するためにも、限りある資源を活用し、更に効果的・効率的な行政サービスを行う必要があります。

《取組》

- 戦略的広報の推進
- 行財政改革の推進
- 市民参画の推進

《推進体制》

総合政策課、総務課、財政課、社会教育課

《プロジェクト推進のイメージ》

【将来像】

【目指す状態】

【取組内容】

